



第 357-1 号

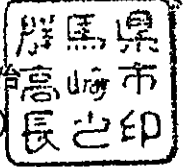
令和6年3月27日

社会福祉法人つくし会 理事長 様

高崎市長 富岡 賢治

(担当：福祉部指導監査課)

(担当：福祉部保育課)



高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の遵守について
(勧告)

貴法人が運営する「六郷保育園」に対し、児童福祉法第46条及び子ども・子育て支援法第38条に基づき令和6年3月1日、5日、7日、13日、15日に実施した特別監査の結果、高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等を遵守していないことが認められたので、児童福祉法第46条第3項及び子ども・子育て支援法第39条第1項に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに勧告に従わなかったときは、子ども・子育て支援法第39条第3項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同条第4項に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。その命令をした場合は、同条第5項に基づき、その旨を公示することとなります。

注意 (根拠法令等について)

- 1 高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年条例第39号。以下「児童福祉基準条例」という。)
- 2 高崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第37号。以下「特定教育・保育施設基準条例」という。)
- 3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 4 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 5 保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)

記

1 施設名 六郷保育園

2 勧告理由

法令等を遵守していないと認めた事項は以下のとおりです。

(1) 虐待行為等について

児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為(以下「虐待等」という。)をしてはならないところ、貴施設において、児童に対して以下の虐待等が認められた。

- ① 同じクラスの他の児童が保育室外で活動する時間になり他の児童が移動した際、懲罰

- 的に一部の児童を保育室に残して孤立化させる保育をした行為（心理的虐待）
- ② 懲罰的に一部の児童を保育室外に出して孤立化させる保育をした行為（心理的虐待）
 - ③ 食べこぼすなどした時に大声で叱るなど威圧的な態度で保育をした行為（心身に有害な影響を与える行為）
 - ④ 児童の手を強く引く行為、服を掴んで引っ張る行為（心身に有害な影響を与える行為）

（2）施設長（園長）の責務について

施設長（園長）は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならないが、職員に対し、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならないが、研修を実施しておらず、虐待防止指導・教育を講じていないことが確認された。

また、虐待等について、報告があっても真摯に対応していない、記録もされていない等、事案に対する相談や発覚に対して迅速かつ適切に対応する、責任者を設置する等組織的に虐待等を防止する体制を整備していなかった。

施設長（園長）の責務を果たしていないことが今回の事態の一因であり、責任は重大である。

3 勧告事項

上記について次のとおり改善を勧告します。

（1）法人としての責任を明確にし、虐待防止・撲滅のため厳正な措置を講ずること

法令等により「虐待行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為はしてはならない」、「園児の安全・安心が最も配慮されるべき園において、虐待はあってはならない、虐待等の発生を未然に防がなければならない」とされているが、これらに反して今回、貴施設において虐待行為等が認められたため、法人としてその責任を明らかにしたうえ事実関係と原因を調査分析し、理事会等において検証を行い、虐待防止責任者を設置し、虐待防止・撲滅策、再発防止策を直ちに講じるとともに、検証結果及び各防止策、虐待等の各事案に関し園の就業規則において職員の処分を行った場合は処分内容を市へ報告すること。

また、職員には、二度とこのような虐待等が発生しないよう、児童の人権に十分に配慮し人格を尊重した保育を行うため指導・教育を徹底すること。

《根拠法令等》

- ・児童福祉基準条例第5条、第11条
- ・特定教育・保育施設基準条例第3条、第25条
- ・子ども・子育て支援法第33条
- ・保育所保育指針第1章1(5)

（2）施設長（園長）の責任を明確にし、運営体制等を見直す措置を講ずること

虐待等の事案が複数の職員により一定期間継続して発生していた、職員に虐待防止の研修が実施されていない、虐待を組織的に防止する体制を整備していない等、施設長（園長）が虐待防止の指導・教育、体制整備の措置を講じていないことについて、施設長（園長）

の責任は重大である。施設長（園長）は、自身の責任を明らかにし、運営体制及び運営体制を見直すとともに、虐待防止について職員間で連携して取り組む意識を醸成するため、虐待防止責任者のもと、子どもの人権への配慮、職員倫理及び虐待防止等についての実践的な研修を定期的実施し、虐待防止の指導・教育、虐待防止の体制を整備すること。また、保護者説明会及び書面において施設長（園長）の責任の所在と今後の園運営体制や取組姿勢について説明を行うこと。

《根拠法令等》

- ・児童福祉基準条例第5条、第11条
- ・特定教育・保育施設基準条例第3条、第25条
- ・子ども・子育て支援法第33条
- ・保育所保育指針第5章2

(3) 保護者への説明責任を果たし、保護者への信頼回復を図るための措置を講ずること

保護者との信頼回復のため、責任の所在、園の運営体制や取組姿勢、勧告内容、勧告改善結果、検証結果、虐待防止・撲滅策、再発防止策について、保護者説明会及び書面により誠実に報告、説明するとともに、その取り組み状況については定期的に周知し、保護者への説明責任を果たすこと。勧告等に関する保護者からの問い合わせ、意見は真摯に受け止め、適切に対応すること。

また、保護者からの苦情には、迅速かつ適切に対応し、その改善状況等について丁寧に説明すること。受け付けた苦情は記録するとともに、職員間で共通認識を持てるよう情報共有すること。

《根拠法令等》

- ・児童福祉基準条例第5条、第11条、第19条、第38条、第39条
- ・特定教育・保育施設基準条例第3条、第25条、第30条
- ・子ども・子育て支援法第33条

4 改善期限

令和6年4月26日（金）

5 勧告事項改善報告書の提出について

- (1) 別紙様式1の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出してください。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。
- (2) 勧告事項改善報告書の提出期限は、令和6年4月26日（金）とします。
- (3) 改善状況を確認するために、場合によっては、施設を訪問すること等があります。

| |
|--|
| 担当：高崎市福祉部指導監査課 電話：027-321-1354（直通） 担当：高崎市福祉部保育課 電話：027-321-1246（直通） |
|--|